川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例 の制定について

## 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例 (案)

川崎市教育文化会館条例(昭和42年川崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

## 別表中

Γ

	種別		金額				
		午前	午 後	夜 間	全 日		
		9時~ 11時30分	0時30分~ 4時30分	5時30分~ 9時30分	9時~ 9時30分		
	大ホール	39,270円	62,260円	78,320円	179,850円		
	第1楽屋	770円	990円	1,320円	3,080円		
ホー	第2楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円		
ル	第3楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円		
	第4楽屋	220円	220円	330円	770円		
	リハーサル室	990円	1,760円	2,090円	4,840円		
	種 別	9時~12時	1時~5時	6時~ 9時30分	9時~ 9時30分		

を

Γ

				金	Ì	7	領		
種	別	午	前	午	後	夜	間	全	П
		9時~	√12時	1時~	~5時	6時~ 9時	30分	9時~ 9時	30分

に改め、同表備考第3項中「大ホール及び」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 制定要旨

大ホール、楽屋及びリハーサル室を廃止するため、この条例を制定するもの である。 ○川崎市教育文化会館条例

昭和42年3月23日条例第18号

○川崎市教育文化会館条例

昭和42年3月23日条例第18号

(第1条~第21条 略)

別表(第11条関係)

<u>種別</u>			<u>金額</u>					
			<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>	<u>全日</u>		
			0 味。19味	1 04 2 5 04	6 時~	9 時~		
			9时~12时	1 時~ 5 時	9 時30分	9 時30分		
	区画しない場合		5,280円	6,270円	8,250円	19,800円		
イベントホール	区画する場合	Aホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
		Bホール	1,760円	2,090円	2, 750円	6,600円		
		Cホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	大会議	室	3,190円	4,730円	8,030円	15,950円		
	第1会	議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
	第2会	議室	1,210円	1,760円	2,200円	5, 170円		
会	第3会	議室	990円	1,210円	1,650円	3,850円		
会議室	第4会	議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	第5会	議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	第6会議室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	第7会	議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	談話室		2,530円	3,520円	4,730円	10,780円		

(第1条~第21条 略)

別表 (第11条関係)

<u> </u>									
<u>種別</u>				<u>金額</u>					
			<b>活</b> 可	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>	<u>全日</u>		
			<u>[里力]</u>	9 時~	0 時30分~	5 時30分~	9 時~		
				11時30分	4 時30分	9 時30分	9 時30分		
	大ホール		39,270円	62, 260円	<u>78, 320円</u>	179,850円			
		第1楽屋		<u>770円</u>	990円	<u>1,320円</u>	3,080円		
才	7	第2楽屋		1,210円	1,980円	2,640円	5,830円		
/l		第3楽屋		1,210円	1,980円	2,640円	5,830円		
		第4楽	· <u>屋</u>	220円	220円	330円	<u>770円</u>		
		リハー	サル室	990円	1,760円	2,090円	4,840円		
	<u>種別</u>		9時~12時	1 時~ 5 時	6 時~	9 時~			
					9 時30分	9 時30分			
		区画しない場合		5,280円	6,270円	8, 250円	19,800円		
1	<i>*</i>		Aホール	1,760円	2,090円	2, 750円	6,600円		
イヘントオー		区画 する 場合	Bホール	1,760円	2,090円	2, 750円	6, 600円		
ル		<i>为</i> 日	Cホール	1,760円	2,090円	2, 750円	6, 600円		

改正前

改正後								
	第1学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5, 170円			
	第2学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円			
	第3学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円			
	第4学習室	990円	1,210円	1,650円	3,850円			
教	第5学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円			
教養室	第6学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円			
至	実習室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円			
	美術工芸室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円			
	茶華道教室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円			
	視聴覚教室	3,080円	4,070円	5,170円	12,320円			
	料理教室	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円			
種別		9 時~12時	1時~5時	5 時30分~ 9 時	9時~9時			
	第1学習室	880円	990円	1,320円	3, 190円			
分館	第2学習室	880円	990円	1,320円	3, 190円			
館	実習室	880円	990円	1,320円	3, 190円			
	和室	660円	770円	1,100円	2,530円			

## 備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178 号) に規定する休日に使用するときは、規定使用料の2割相当額を増 徴する。
- 2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未 満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の使用 時間区分における使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、 1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 イベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入 場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収 する。

備考

大会議室

第1会議室

第2会議室

第3会議室

第4会議室

第5会議室

第6会議室

第7会議室

第1学習室

第2学習室

第3学習室

第4学習室

第5学習室

第6学習室

美術工芸室

茶華道教室

視聴覚教室

第1学習室

第2学習室

実習室

和室

種別

料理教室

実習室

談話室

改正前

4,730円

1.760円

1,760円

1,210円

2.090円

2,090円

2.090円

2,090円

3,520円

1.760円

1,760円

1.760円

1,210円

1.760円

1,760円

2,090円

2,090円

2,090円

4,070円

2,640円

990円

990円

990円

770円

8,030円

2,200円

2,200円

1,650円

2,750円

2,750円

2,750円

2,750円

4,730円

2,200円

2,200円

2,200円

1,650円

2,200円

2,200円

2,750円

2,750円

2,750円

5,170円

3,410円

1,320円

1,320円

1,320円

1,100円

9時

5 時30分~

15,950円

5,170円

5,170円

3,850円

6,600円

6,600円

6,600円

6,600円

10.780円

5,170円

5,170円

5.170円

3,850円

5,170円

5,170円

6,600円

6,600円

6,600円

12,320円

8,140円

3,190円

3,190円

3,190円

2,530円

9時~9時

3.190円

1,210円

1,210円

1.760円

1.760円

1.760円

1,760円

2,530円

1,210円

1,210円

1.210円

1,210円

1,210円

1,760円

1,760円

1,760円

3,080円

2,090円

880円

880円

880円

660円

9時~12時 1時~5時

990円

990円

増徴の割合

入場料金

	改正後	改正	前		
1,000円未満	5割	1 土曜日、日曜日及び国民の祝日	に関する法律(昭和23年法律第178		
1,000円以上3,000円未満	10割	号)に規定する休日に使用すると	きは、規定使用料の2割相当額を増		
3,000円以上	20割	徴する。			
		満は切り捨て、30分以上は1時間 時間区分における使用料の2割相 1円未満の端数があるときは、こ 3 <u>大ホール及び</u> イベントホールの	2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 3 大ホール及びイベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。		
		入場料金	増徴の割合		
		1,000円未満	5割		
		1,000円以上3,000円未満	10割		
		3,000円以上	20割		